



～ほけんだより～

～お薬のお預かりについて～

No.98

R5年11月

封戸保育園

朝晩、涼しくなり秋の訪れを感じるようになりました。季節の変わり目は体調を崩しがちです。咳や鼻水が出るから、と薬を持参される方も増え、薬の預かりについての質問もいくつかいただいています。今回は入園時にご説明させていただいている内容を再確認していただけるようまとめてみました。

保育園は、健康なお子さんをお預かりする集団生活の場です。風邪、下痢などの急性疾患で薬を必要とする健康状態の時は、家庭でしっかり静養していただくことがお子さんの最も早い回復につながります。

内服が必要な場合は、保育園に通っていることを医師に告げ、なるべく朝・夕の2回処方にいただき、ご家庭で服薬をお願いいたします。やむを得ず、保育時間内の薬の服用が必要と医師が判断した場合に限り、保護者に代わり園でお預かりし、与薬を行います。

- ★ 園でお預かりできる薬は、医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- ★ 家庭で1回以上服用し副作用などの問題がないことを確認した薬でないとは飲ませることはできません。
- ★ 内服薬は、処方発行日から与薬日数以内のものに限りです。
- ★ 外用薬は、処方発行日から2か月以内のものに限りです。
- ★ 保護者の個人的な判断で持参した薬や、市販の薬等は保育園では対応できません。
- ★ 座薬についても対応できません。
- ★ 「熱が出たら・・・」「咳が出たら・・・」「発作が起きた時・・・」「かゆい時・・・」というように症状を判断して使用する薬は対応できません。

★持参する薬について★

- 薬を持参した日は、薬があることを職員に必ず口頭で伝えてください。
- 「くすり連絡票」を必ず添付してください。
- 「薬剤情報提供書」がある場合はそれも添付してください。ない場合は「お薬手帳」あるいは薬の外袋（氏名・処方日・薬の名前・用法・容量がわかるもの）の原本、またはコピーを添付してください。
- 使用する薬は当日分のみ、1回分ずつご用意ください。
- 袋や容器にお子さんの名前・飲ませる日付を必ず記載してください。
- シロップなどの水薬は、清潔な容器に1回分ずつ入れてください。

「くすり連絡票」がない場合は園で薬を飲ませることはできません。